



「エコチューニング®」とは？

「エコチューニング®」は環境省の登録商標です。

「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、**設備機器・システムの適切な運用改善等**を行うことをいいます。

「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいいます。

平成28年5月13日閣議決定された「地球温暖化対策計画」に、業務その他部門の取組として、「エコチューニング」の推進が盛り込まれています

エコチューニングの効果

エコチューニングでは、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等によってCO₂や光熱水費の削減を実現します。

エコチューニングの実践で、光熱水費を約4億円削減(26年度実践結果の推計)

●実践建築物の光熱水費削減額(試算)

◆エコチューニング以外の要因が影響した建築物を除く、135棟の7月から1月の光熱水費削減額の試算結果

延べ床面積 (㎡)	実践 棟数	7月～1月の平均光熱水費		平均光熱水費 削減額 (円/棟)	光熱水費 削減比率 (%)	光熱水費 削減額 (円)
		平成26年度 (円/棟)	過去3ヶ年度の 平均額(円/棟)			
3,000㎡未満	7	2,852,485	3,084,003	231,518	7.5	1,620,626
3,000～ 5,000㎡未満	25	8,399,395	9,305,919	906,524	9.7	22,663,100
5,000～ 10,000㎡未満	30	15,164,416	17,367,504	2,203,088	12.7	66,092,640
10,000～ 25,000㎡未満	54	32,030,862	34,942,834	2,911,972	8.3	157,246,488
25,000～ 50,000㎡未満	15	93,300,176	99,602,044	6,301,868	6.3	94,528,020
50,000㎡以上	4	143,975,970	157,697,346	13,721,376	8.7	54,885,504
光熱水費削減額合計(円)						397,036,378

※電気=20円/kWh, ガス=180円/m³, 上下水道=300円/m³, 油=80円/L にて試算

●平成26年度の環境省委託事業「エコチューニングビジネスモデル確立事業」では、平成26年7月から7か月間にわたって、全国194棟の建築物でエコチューニングを実践しました。

●7か月間の実践後、過去3か年の平均CO₂総排出量の**7.5%が削減**され、合計**約4億円の光熱水費の削減効果**(試算)が得られました(※)。

(※)入居率や利用率の増減など大幅な変動要因(排出量の増加や15%以上の大幅減少)があった建築物を除く。

※(公社)全国ビルメンテナンス協会では、平成26年度から環境省からの委託を受け、新しいビジネスモデルの確立やエコチューニングの普及推進のための事業を実施しています。

※「エコチューニング技術者資格認定制度」「エコチューニング事業者認定制度」は、環境省が定めたガイドラインに基づく制度です。環境省の選定を受け、当協会内に設置する「エコチューニング推進センター」がこれらの制度を運営しています。

2つのエコチューニング認定制度の創設

平成28年度から「エコチューニング技術者資格認定制度」「エコチューニング事業者認定制度」がスタートしました。



「エコチューニングの取り組みを進め、未来の地球環境を守る」というメッセージを込めたロゴマークです。エコチューニング技術者、エコチューニング事業者であることを示すマークです。

エコチューニング技術者資格認定制度

「エコチューニング」を実践できる技術を有していることを証明する資格認定制度です。

第一種エコチューニング技術者

建築物におけるエネルギーの消費実態や特性を把握した上で、設備機器・システムを効率良く運転するためのエコチューニング計画等を策定し、さらに「①計画→②実践→③効果検証→④改善」のP-D-C-Aサイクルを実践又は指導することによって、消費されるエネルギーを削減できる技術者。（※エコチューニング事業者の選任するエコチューニング技術管理者となることができます）

第二種エコチューニング技術者

建築物におけるエコチューニング計画等に基づき、その性質を踏まえて、設備機器・システムの運転管理設定や調整が実行できる技術者。



エコチューニング事業者認定制度

「エコチューニングの実施能力」「経営状況・法令遵守体制」「エコチューニング技術管理者等の選任状況」「マネジメントシステムの整備状況」などの基準をすべてクリアする事業者を認定する制度です。

<エコチューニング事業者の業務>



●エコチューニング推進センター
(全国ビルメンテナンス協会内)



公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5
ビルメンテナンス会館5階

- ① TEL: 03-6806-7311
- ② MAIL: eco-tuning@j-bma.or.jp
- ③ <http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>